

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(18.3.13)

日程	議案番号	件名
		(平成17年度各会計補正予算審査特別委員会)

# 厚岸町議会 平成17年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成18年3月13日

午後3時30分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまより平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。

初めに、議案48号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正11ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書でございますが、13ページ、歳入から進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、2 目法人。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税。

4 項たばこ税、1 目たばこ税。

6 項都市計画税、1 目都市計画税。ございませんか。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税。

12 番。

- 谷口委員 特別交付税、この3,724万7,000円について、もう少し詳しく説明していただきたいです。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

このたび地方交付税につきまして、まず普通交付税が737万9,000円の増、それから特別交付税が3,724万7,000円の増ということで、737万9,000円、普通交付税につきましては、さきの国の補正におきまして調整分とされておりました額が復活いたしまして、調整率に係る分の相当額分が全額交付されたものでございます。

それから、特別交付税の3,724万7,000円につきましては、現段階における特別交付税総額を約3億7,000万円というふうに推計してございます。この推計の根拠につきましては、いわゆる特別交付税の特殊財政需要の要望額を支庁を介して道庁に要望してございます。その3億7,000万円の約9割から95%相当の額にしますと、総額で補正後の額といたしまして3億4,414万3,000円、これは財源調整も一部ございます。予算総体の収支の均衡を歳入歳出ゼロにするための調整もございしますが、特別交付税の見込額に一定の率を掛けて、この3億4,414万3,000円にさせて計上させていただいているものということ

でございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、これはまだ最終確定の額にはならないということですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 質問者おっしゃるとおりでございます。例年この時期近くに、特別交付税の配付が決定されます。その時点で明らかになるかと思えます。

●委員長（音喜多委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2目衛生費負担金、3目農林水産業費負担金。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、3目衛生使用料、4目農林水産業使用料、5目商工使用料、6目土木使用料、7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、4目農林水産業手数料、6目土木手数料。

3項証紙収入、1目証紙収入。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2目衛生費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、6目土木費国庫補助金、8目教育費国庫補助金。

3項委託金、4目土木費委託金。ございませんか。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、2目衛生費道負担金。

2項道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、3目衛生費委託金、4目農林水産業費委託金、5目商工費委託金、6目土木費委託金、7目教育費委託金。ございませんか。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2目利子及び配当金。

2項財産売却収入、1目不動産売却収入、2目生産物売却収入、4目農業施設売却収入。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、6目商工費寄附金。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

21款諸収入、2項預金利子、1目町預金利子。

3項貸付金元利収入、3目鉏路沖地震災害援護資金貸付金収入。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、

4 目土木費受託事業収入。

6 項雑入、3 目雑入。ございませんか。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債、2 目民生債、3 目衛生債、4 目農林水産業債。  
3 番。

●南谷委員 農林水産業債についてお尋ねさせていただきます。

農業債の一番右側の説明の欄に、農地開発事業繰上償還事業債、一般公債のマイナスの 1 億 5,300 万円、それから農地開発事業繰上償還事業債、過疎債 1 億 6,100 万円ということで、この関係に理解をしておるんですけども、今回このように町債の入れかえをされたその効果、内容についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ご質問者おっしゃられますとおり、農業債の農地開発事業繰上償還事業債、一公、いわゆる一般公共債で 1 億 5,330 万円の減、同名の過疎債で 1 億 6,180 万円の増ということでのご質疑でございますが、このほかに参考といたしまして上から 2 段目の同名の事業、それから水産業債に入りますけれども、地域水産物供給基盤整備事業債、床潭漁港ですね、この 2 本の計 3 事業が一般公共債から過疎債に振替になっております。それを前提として説明させていただきます。

この繰上償還事業債につきましては、先だって補正予算を可決いただき、一般公共事業債ということで申請をし、許可予定額なり、そのいわゆる許可の申請を求めて申請をし、よろしいですよと、ある程度の内諾を得ておりました。しかしながら、このたび過疎債という過疎対策事業債という起債を組むんでございますけれども、全道枠的に枠がある程度あるので、その過疎債の申請をしてはどうかということがありまして、過疎債の申請をいたしました。その際に、一般公共債で申請したところが、このたび全道枠等の関係もありまして過疎債が許可になるという、ある程度の内諾をいただきました。それをもって、このたび振替をさせていただいております。

そして、その効果ということですが、質問者もご承知のとおり、一般公共事業債につきましては、事業費の充当率は 90% の額を借りることができます。その裏財源といえますか、簡単に申し上げますと、交付税の基準財政需要額に算入される額は、いろいろな事業区分によって変わりますけれども、これは理論償還費で算入されますが、おおむね 3 割というふうにまず説明させていただきたいと思っております。しかしながら、過疎債が許可された場合には、その事業費に対する充当率は 95% がまず基本でございます。そして、後年度の元利償還金に対しましては、交付税算入につきましては、いわゆる 1,000 円に対して 700 円、70% の交付税算入ということになりまして、一般公共債に比べまして過疎対策事業債につきましては、そういう後年度負担に対する交付税、基準財政需要額算入等を考えますと、かなり有利ではないかというふう考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 3 番。

●南谷委員 長期にわたって、私の頭できょうは計算できないんで、数字についてはよろしいんですけども、12月の補正のときに、この辺の内容についてももう少しきちっと教えていただければ、数字的にもどうなのかということも理解もできたのかなという気がするんですよ、当時ですね、この辺の関係については。あの時点では、ここまで、今の説明までは読めないんですよ。やっぱり同じ説明をしていただければ、不確定部分もあるんでしょうけれども、ある程度こうだよというものを、もうちょっと明快に出していただきたいなという思いをいたします。でないと、細かい数字は別にしても、これをするによってもう少しこうなりますということをきちっと明示していただきたいなと思います。やはりこれからの時代、このように国に対しても道に対しても積極的に取り組みをしていかなければならない時代にあると思います。私は今の説明を聞きまして、本当によくやったなと、そんな思いであります。ぜひこの事業にかかわらず、それぞれの詳細についてしっかり目通しをして、町民のためになるような対応をしていただきたいと考えます。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げたいと思います。

ご質問者ご指摘のとおり、この議案第48号補正予算につきましての提案説明の際には、かなり私にはしょって説明をいたしました。何分でも若輩、ふなれな説明でありまして、今、ご質問者指摘のとおり、次回以降できるだけ重要な点につきましては詳細な説明をしたいと、このように考えておりますので、どうかご理解賜りたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 次に進みます。

6目土木債、8目教育債、9目災害復旧債。

以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

1番。

●室崎委員 一、二お聞きいたします。

まず、1つは、文書管理、情報管理と言われる問題です。つい最近まで町のいろいろな情報の管理については、紙をきちんと管理すればよかったんですよ。ところが、今、コンピューターという便利な道具があらわれてからは、情報が紙から離れて飛んであるくようになった。それで、便利になって仕事の能率は非常に図られたんだけど、同時にまた問題もいろいろ起きている。ここのところ世上、警察だ、防衛庁だ、何ていうような最も情報管理に厳正だと思われるようなところを初めとして、いろいろなところでいろいろな情報が漏せつ、漏えいを起こしている。

それで、いろいろな報道を見て私なりに感じる問題は、1つは、コンピューターを使

うんですけれども、仕事に。その仕事に私物のコンピューターの利用をさせているということ、それからその使っているコンピューターがインターネットとつながっているという、この2つが非常に問題だと思うんです。その点、確認なんですけど、厚岸町は非常に進んでいて、コンピューターの私物利用という、仕事に私物利用がないというふうに聞いていますが、これは間違いないかどうか。

それから、もう一つは、庁内でLANを組んでいますね。それと外部のネットと今略して言っていますがインターネット、そのいわゆる通信網との間は完全に遮断されているということについて、まずこれは間違いないのかどうか、その点を確認させていただきます。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきたいと思います。

まず、庁舎内のコンピューターのLANの関係でございますけれども、これまでもご説明してきておりますとおり、庁舎内のコンピューターについては庁内LAN、いわゆる外部接続等はしていないという形をとっておりまして、インターネットの接続端末もでございますけれども、これはそれとして別系統の形で現在扱っているというのが実態でございます。

それから、当然業務の中における個人コンピューターの使用と、特に個人情報を扱うというようなものについては認めていないというのが実態でございますし、それから役場のパソコンの持ち出しだとか、データの持ち出しというのは厳禁という扱いの中でしております。

●委員長（音喜多委員） 1番。

●室崎委員 わかりました。

念のためにお聞きいたしますが、教育委員会や学校ではどうですか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、まず学校のコンピューターでございますけれども、まず生徒が使いますパソコン教室、それから今LANで組んでおります各普通教室にもコンピューターを置いてございますけれども、これもインターネットとつながってございますけれども、これらのデータに関しましては、持ち出しということはまずないように、今のところ使用させております。

ただ、職員が使っております個人のパソコンはございますけれども、これは実はインターネットには接続されてございませんけれども、学校内では個人のパソコンを使用している現実がございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 まず、教育委員会の話はちょっとこっちに置いてお聞きしますが、私物コンピューターを仕事に使わない、LANとは遮断するということが徹底されている体制をとっている町というのは、余りないと聞いているんです。それで、今非常に町民の中にもデータが漏れるんじゃないのというような不安は出てきていると思うので、この点は、どうか胸を張って町民にもそういうものはないんだよということは、安心を与えるためにも言っていただきたいです。それで、そういう体制をとるとのこと自身が、職員そのものの保護というのは何ですかね、それにもつながるんですよね。万が一流れることが体制上ないわけですから、その規定に従って仕事をする限り。だから、これは大変いいことだと思うんです。

ただ、仕事熱心の余りといいますか、どうしてもこの仕事がたまっているんで、何とか片づけたいということで、自分の家に帰ってからでもやろうとして持ち出してしまうというようなことが万が一あってはうまくないですね。だから、それに対するチェックというのはどういうふうになっているのか、その点を念のためお聞きしておきます。

それから、教育委員会の方なんですが、まず一つは、今おっしゃった公的な部分でのコンピューターですね、それについては仕事の性質上、ネットともつながる状況がありますので、いわば窓口が開いているわけですね。それだけにそこに秘匿すべき情報だとか、そういうものを載せないという体制がきちんとできていないと、今の漏せつしているいろいろな事件というのは、流そうとして流しているわけではないんですよね。知らないうちに、ウイルスなるものが入ってきて持って行ってしまうわけです。ウイニーとかいうソフトだけが今やたら言われていますが、何もウイニーなんかの問題になる前から随分とちょろちょろ漏れている事件はあったわけですから、ウイニーだけ抑えればよいという問題ではありませんので、その点をまずきちんと意識していただきたい。

それから、もう一つ、どうしても私物コンピューターを使わなければならない場合には、つながなければいいんですよ、外部とね。外部とつながないためには、いろいろな方策があるわけですよ。例えばLANケーブルのところにかぎをかけてしまうとか、いろいろな方法があるんです。それで、そういう条件の私物コンピューターにしてくれというようなこともできると思うんですが、そういうことは検討なさっていますか。その点について、再度お答えをいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、データ管理という部分でございますが、基本的な方針というのは、役場として出してございますし、所属長においてそれぞれチェックをしていただくという体制をとる、そういうような扱いになっているということでございます。

それと、現在話題になりましたウイニーの関係でございますけれども、やはりこういった部分については、職員がそのいわゆる漏えいというのがどういうような状態で起きて、どういうような部分があるのかという部分をしっかりと認識しておくということが必要なのかなと、こういうふうに思っております、私どもの方にこういったウイニー

を通じて起きた事例、なぜ起きているのかというような部分が情報として入ってきておりますので、こういった部分をやはり職員に認識していただくという意味合いから、こういった情報は逆に庁内LANを通じまして、職員個々に認識していただくというようなことの取り組みはこちらの方で行っている状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） まず、公的なコンピューターの部分でございますけれども、この部分につきましては、実は今、新年度予算の方にも反映されてございますけれども、学校ネットワークの各学校の代表者が集まって開く委員会というものを平成18年度に立ち上げようとしてございます。この趣旨は、主にやはりそういう個人情報、それから学校の情報、これらをいかに流出させないか、それから有害ソフト、その他の児童・生徒への影響、この部分も考えて、実はガイドラインというものをつくらなければならない。実は平成17年度において町研の情報教育の方でたたき台をつくっていただきましたが、しかし、町研でのこの部分を進めるには、町研自体の組織上の問題もございまして、新たに組織づくりそのものを必要とするというふうなことで、今現在、実はそのガイドラインをつくり上げようとしてございます。その中には、個人情報をいかに取り扱うか、それからいかに流出させないか、それから有害情報をいかに取得させないかというようなこと、それから先ほど申し上げました先生方のパソコン、これもどういうふうな扱いをするのか、きちっとしたガイドラインをつくった中で、今取り進めようとしてございますので、平成18年度に向けてこれを整備してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 1番。

●室崎委員 まず、町長部局の方ですが、非常にきちんとしたものをしていると思いますので、これは私は大変高く評価しているんです。その上で、今、ウイニーの話を書いたら、それにすぐ課長が乗っておっしゃったけれども、ウイニーだけが問題じゃないと言っているんです、私はね。ウイルスソフト全般にそういうようなことをやる不届きなものが、不届きなものだからウイルスソフトというんでしょうけれども、あるんだということです。だから、間違っても流れない体制をきちんとしておけば、それからそういうハッカーとか、それからウイルスソフトとかというものが入ってきたくても入ってこれない体制をつくっておけば、何も心配する必要がないので、その体制が厚岸町はできているわけですね。そのことの意義というものをやはり各仕事をしている担当者がきちんと理解することが大事だろうと思うし、また理解されているんじゃないかと思って、そのことを町民にもきちんと大丈夫なんですよということ、やはり言う必要があるというふうに思うわけです。

ですから、そのやり方というか、マニュアルというか、体制に違反したようなことをやればおっかないわけですね。だから、そのときにはきちんとした、そんなもし仕事熱心な余りとはいいながら、変なことをやるような人がいたら、それはすぐチェックで



きるんですよという体制も当然必要だろうということです。

その上で、もう一つ提言的に申し上げるんですが、人のやることですから、万が一ということがあります。意図的という話は、これは全然論外ですから別なんですけど、流れてしまったときのいわゆる方策ですよ。これもやっぱり考えておく必要があるんじゃないかと思うんです。それで、そんな大仰なものではありませんが、文書一つ一つに暗号化といいますか、かぎをかける。IDナンバーをつけるということが、今ごく一般に市販されているオフィスなんていうソフトですね。ワードだとかエクセルだとかというように、一番普及されているソフトにも既にありますよね。そういうかぎがついていれば、例えば落ちていたフロッピーを拾って、自分でもってコンピューターに入れて開いてみようとしても、暗証番号を入れない限り、文書そのものが開かないんですよ。そうすると、それは国家機密のようなものであれば費用対効果の関係があるから、そんなものをぶち破ってしまうようなことをやる人がいるでしょうけれども、はっきり言って、厚岸町で流れるものにそれだけの労力をかける人は通常は考えられません。その程度のもの、その程度のものといっても相当効果があるんですけれども、そういうものを簡単にかけることができるんじゃないかと。じゃ、今度庁内で使うときに困ると、こう言うんですが、それは町職員が、例えば銀行が裏口から入るとき暗証番号を打たないとドアが開きませんよね。あの程度のものとしてみんなが覚えておけばいい程度のものでも、やらないよりははるかにいいと思うんです。そういうこともお考えになってはいかがでしょうか。

それから、教育委員会の方には申しわけないんですが、教育委員会の方は今現在の体制は非常に危険だということですね。そのことをまずきちっとコンピューターを使っている先生方を初めとして、もちろん職員もそうですが、認識してもらわなければなりませんね。便利さだけ追求していて、危険性を全然認識していないというのが一番おっかないですから。その上で、今いろいろな基準とか何とかおっしゃっていましたが、やはり流したくても流れないような体制というものを構築していただきたいんです。これはお願いしておきますが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） ただいまご提言いただきました件、十分検討させていただきましたと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ただいまの件ですけれども、教職員のパソコンの件については、随分ことし学校の方と協議してみました。その中で、いわゆる紙の時代、テーブルの上に、机の上に書類が乗っていると同じような感覚で、自分のパソコンで仕事をしているような状況です。ですから、だれかが電源を入れて開ければ、個人情報を見れるんじゃないかというようなこともあり得る。それ自体が学校ネットワークにはつなげてはいませんが、それ自体を例えば持って帰って、家のパソコンで仕事をする。先ほどみた

いなウイルスがあった場合に、流出するという事は十分考えられる。ですから、最低限学校で使う以上は、パスワードによる開始、それ自体も認識していない部分も多々あるというふうに思っています。最低限度のところをまず、先ほどおっしゃったようなパスワード等々の管理も容易にできるわけですから、そういう認識を持って、個人情報を受多くいじっている割には、申しわけないけれども、認識が甘いところがありますので、この点については、今年度その協議会立ち上げの中で十分周知していきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 もう一点お聞きします。

平成16年12月定例会で私が一般質問で申し上げたんですが、今のコンピューターの話とは全然違いますよ。いろいろな各部署でいろいろな調査研究をしているわけです。そして、そこで得た情報といいますか、データといいますか、それは他の部署でも大変使い方によっては役に立つわけですよ。ところが、あのときにお聞きした中では、統計資料、これだけが全員が使えるようにLANの中に入れて、皆さんがお使いになっているんだけれども、ほかのものはどうもそれぞれの部署で抱えているだけに終わっているよだということがわかりまして、それで、担当者の方では、自分たちとしてもそういうのはよろしくないと思っているから、なるべく早くデータライブラリーというものを構築したいんだということをおっしゃってくださいました。こういうことは余りくどく言う必要ないわけで、そのときの議論ですから。

それで、現在、そのデータライブラリーなるものは立ち上がりましたか。それから、立ち上がっていないとすれば、どこまで仕事が進んでいますか。この1年間の作業内容を具体的に示しながら、ご説明をいただきたいわけです。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

ただいま言われました定例会におきまして文書ライブラリー、こういったような形のものを立ち上げるというようなことの取り組みを進めたいということで、お答えを申し上げます。

その後、実は私の方で、こういった形がいいのかというような部分での検討に入ったわけですが、ございますけれども、結論的に申しますと、残念ながら、まだその細かな部分の立ち上げるに至っていないという状況でございます。

まずは、総務課の中から一つのサンプル的な部分で立ち上げたいなというようなことで、実は私の方で若干でございますけれども構想といたしまししょうか、そういった程度でございます。まだそれを全庁的に流す段階に至っていないというような状況でございます。この作業のおくれにつきましては私の責任でございます。大変申しわけなく思っておりますし、これらにつきましては、言いわけのような形になりますけれども、今後直ちに取っかかり、構築をしたいなど、このように考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 一般質問で私が聞いたのが、平成17年12月ではないんですよ。平成16年の12月なんです。1年3カ月たっているんですね。その中で、ここまでは固まったというものを一つ示されないというのは、どういうことですか。今のような話では納得できませんよ。それから一般質問での答弁なんです。その中で、いろいろと今の問題点を担当者の方から分析して答えています。そして、全職員が共有することによって使える体制ができないかと、そういう思いでいるということもおっしゃった。そして、どうすべきかということについて、今後検討を重ねていくということを行っている。なおかつ、これから精力的に取り組んでまいりまして、1課だけの問題ではなく、これは全課、各課共通の問題なので、進めていくということもおっしゃっている。趣旨に沿った形での取り組みを早急に進めていくと言っている。これが1年3カ月前の答弁なんです。そして、今お聞きすると、何もやっていないというふうに聞こえるんですね。何があったんですか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） おっしゃられるとおり、この作業の部分というのは非常におくれているというよりも、取りかかることができなかったという部分がございます。非常に申しわけなく思っております。これらにつきましては、早急に取りかかりたいと、このように思っておりますので、もう少々時間をいただければなど、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 何か知らんけれども、議会で聞くと非常にいい答弁があるんだけど、その後聞くと何もやっていませんという事例が多過ぎますね。これでは何も議会で論議する必要ないでしょう。1年3カ月熟慮を重ねたんでしょうから、この後、動き出せば早いんでしょうね。いつごろまでにできますか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） できるだけ早くやりたいというふうに考えておりますし……

●室崎委員 この前もそう言った。

●総務課長（田辺課長） はい。年内には間違いなく形をつくりたいなど、このように考えております。

●室崎委員 国定公園は邪魔しないでしょうから、やってくださいね。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2目簡易郵便局費、3目職員厚生費、4目情報化推進費、5目交通安全防犯費、6目行政管理費、7目文書広報費、8目財政管理費。

9番。

●松岡委員 ここで聞いておきますけれども、財調基金、それから減債基金、地域づくり推進基金、この3月末の残高はどれぐらいあるんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

財政調整基金2億3,500万円、端数は切ります。減債基金1億円、地域づくり推進基金1億2,500万円、これらが現在の残高でございます。このたびの補正額をこれに足すと、この3基金の残高になります。

●松岡委員 そうすると、今のこれでは7,800万円だけだな。財調基金の7,800万円だな。

●税財政課長（佐藤課長） 現在、補正を出させていただいている7,800万円、これが加わることになります。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●松岡委員 財調基金は3億円ちょっとになるわけですがけれども、来年度の予算にかかわって申しわけないんですけども、新年度の予算ではこれを全額取り崩す予定ですか。それから、減債基金あるいは地域づくり基金についても、そういう予定なんですか。それだけ聞いておきます。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

新年度予算の中でも繰入金の中で説明させていただきましたが、この本日審議いただいております7,800万円、財政調整基金に積む7,800万円を加えた額を含めて全額、新年度予算いわゆる平成18年度予算で繰り入れを行っております。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●松岡委員 あとは新年度予算でまたいろいろ聞けると思うので聞きませんが、そうすると6億円近い取り崩しになるというふうに理解していいわけですね。わかりました。

●委員長（音喜多委員） ほかはございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） では、進めます。

9目会計管理費、10目企画費、11目財産管理費、12目車両管理費。

2項徴税費、1目賦課納税費。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、5目衆議院議員選挙費。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。

6項監査委員費、1目監査委員費。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2目心身障害者福祉費。

3番。

●南谷委員 2目の心身障害者福祉費でございます。この時期に来て、心身障害者支援費がマイナス1,007万5,000円と、当初予算よりも減になった理由についてお尋ねをいたします。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答えを申し上げます。

まず、身体障害者の施設入所者でございますけれども、残念ながら1人お亡くなりになった状況がございます。さらに、身体障害者ホームヘルプ利用者についても、年度途中でお亡くなりになっている。失礼しました、お二人でございます。なっている状況にございまして、さらに、もうお一人は長期入院という形が今回はございました。これが身体障害者の部分でございます。

それから、知的障害者の関係ですけれども、施設入所者が長期入院になった部分、また1名が退所、それから途中で入所、ここの増減がございます。

そういうような関係で、主に利用者の減少ということが大きな要因となっているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 3番。

●南谷委員 利用者の減と課長は言われるんだけど、確かに各事業を見ていても、上がっていくことはあっても、なかなか下がりにくい経費の部分というのはあると思うん

ですけれども、本当にそうですか。当初予算を計上されるには、むしろこういう介護事業を含めて支援事業というのは活発にやってきているという理解していて、心身障害者の支援事業費がここにきて700万円も減になるというのは、今言われた3人なんですよ、対象者が、答弁では。それだけの数字になりますか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 大変説明不足で申しわけございません。お亡くなりになった方は、実は4月に入所中にお亡くなりになった方でございますけれども、この方に対する月額支援費は37万3,900円となりまして、これの11カ月分が実は減少という形になります。それが410万円程度の減になる。ただ、私どもこれを4月にお亡くなりになったわけですから、今年度は使用されないということなわけですけれども、実は年度途中において新たな入所希望者、こういった方も出てくる、そんな相談事例も受けている関係で、減額を見合わせていただいた状況でございます。

それから、あと300万円程度ですけれども、今のが大体400万円が施設の関係でございます。それからホームヘルプも実は大きくて、当町のホームヘルプ利用者はそのほとんどが重度の方でございます。この重度の方というのは、1日の利用時間も長く、それも毎日使うような状況でございます。こういった関係者もお亡くなりになられた。その分についても減額し、留保させていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 3番。

●南谷委員 中身がわからないものですから、やっぱり事業の計画を立てて、しっかりその事業展開するといってもいろいろな事情があるだろうし、適切な予算措置をしていただきたいと思います。この下がったのが悪いと、私は言っているのではないんです。やっぱりきちんと処理をして、事業を町民の皆さんにしっかり支援をしていかなければならない事業であるはずなのに、何でこの時期に1,000万円というものが計上されたのかなと。わかりました。

●委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

3目心身障害者特別対策費、4目老人福祉費。

1番。

●室崎委員 節でいうと54ページまでいしまうんですが、介護相談員という制度がございます。この介護相談員の仕事について、町民の中から結構厳しい批判が出ているんです

が、それはご存じでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

介護相談員につきましては、介護保険制度を利用される方々に提供されていますサービス、これに対しまして利用者の側あるいは家族の側からの……

●室崎委員 そんな趣旨なんかわかってるよ。

●保健介護課長（豊原課長） いろいろ相談を受けるという内容でございます。私どもの耳にも、相談対応等々でさまざまな事例と申しますか、そういう形で耳に届いているところがございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 そういう非常に厳しい意見が出てくる原因は何だとお考えですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 施設に介護相談員がお訪ねをするという形での介護相談員自身の気づきの中からの問題、あるいは利用者からのさまざまな申し出、そういうことがあるわけでございますけれども、出てまいりました問題点、そういう部分につきまして、きちんとその場で問題点を施設側ときちんと詰める、そういうことを行っていくというようなことで、1年間それぞれ担当者と介護相談員と協議の中で意思統一をしまして、対応してきているわけでございますけれども、一番の問題点と申しますか、やはり申し出のあった方、そういう方々ときちんと最後までお話をしていく、そういうような部分、若干不足をしていた部分もあったのかなど。あるいは報告書という形で年に1度発行しているところがございますけれども、その中身に記載をさせていただいておいた部分もあったわけがございますけれども、そういう部分について申し出のあった方々に、きちんとここにこういう形で載っておいて、こういう対応をさせていただいたというようなことについて、きちんとフォローをしていなかった部分が若干見受けられたというようなことで、幾つか後々まで尾を引いてしまった事例があるようでございます。

そこら辺につきましては、新年度に向けましてきちんとした対応をしていこうというようなことで、今内部で体制づくりを協議しているところがございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 今のような認識では十分な協議にはならぬでしょうね。若干の問題があった

とか、若干フォローに欠けていたとか、若干、若干なんですよ。だけれども、私が聞いている範囲では、当事者というのは、この場合、施設ばかりですから、在宅の各家庭を回るというようなことはやっていないでしょうから、施設に限って言いますが、施設入所者並びにその家族という、広い意味で言うと、介護やそういうお世話をする身内の方と言ってもいいんでしょうけれども、その方たちに介護相談員の設置目的や趣旨がまず理解されていないのではないかと。あるいは、紙の上には書いてあるけれども、現実には何なのというような受けとめ方をされてしまっているのではないかという気がするんです。

それで、その原因は、今、施設と最後までよく話し合っただけという言い方をおっしゃっていましたが、だれが話し合うんですか。介護相談員が最後まで話し合っただけで行うんですか。介護相談員は、それとも福祉課のあなたを初めとする担当の人たちのところにその問題を持ち込んで、そして保険者である町のそういう担当の方たちが事業者である施設と話をするんですか。そのあたりも非常にあいまいなんですよ。だから、介護相談員に言ったも、何か途中で消えてしまうというような印象を持たれてしまっているんです。これは介護相談員になって一生懸命やっている方たちに対して、大変気の毒な話です。そのあたりの認識が非常に甘いんじゃないですか。いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） ただいまの部分でございますけれども、気づき、あるいは問題点が指摘された時点での私どもの基本的考え方といたしましては、相談員と私ども担当がともに、その日のうちに、その場でお話をさせていただく。そして、解決の道筋をつけていくというようなことで対応をさせていただいてきております。場合によっては、何日か後に再度協議というような場合もありますが、基本的にはきちんと一つ一つ方向性を見出していくというようなことで、極力その日に出た問題については、その日のうちに方向性を見出すというようなことで対応をさせていただいておまして、私どもの耳に入りました問題につきましても、当事者と施設との間でお話し合いが済んでいて、その問題に気づかなかったというような事例がありまして、その関係が後日、介護相談員の耳に入っていたと。その点についても、私どもと施設と確認をさせていただきましたが、基本的にはお話し合い、当事者と施設とのお話し合いで解決したという認識であったようでございますが、それが後日、お話という形で私どもの耳に入ってきたというようなことがございまして、そういう点で、若干の行き違いがあったものというふうに考えているところでございまして、スタンスといたしまして、こちらといたしましては、できる限り気づきの問題については、その日のうちに方向性を見出すようなことで努力しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、なおかつ高齢者保健福祉計画を今回作成させていただいておりますが、その中におきましても、この介護相談員の今後のあり方、どうあるべきかというようなことで宿題といいますか、今後に期待するというようなことで、策定部会の方々からも期待の声も寄せられております。そういう点で、私どもも介護相談員の要綱を持っておりまして、その要綱の精神をきちんと発揮するようということで、改めまして内容を再吟味



をして、そしてきちんと対応していく、そういうような方向で進んでまいりたいというようなことで、内部でも話ししていたところでございますので、ご理解をいただければというふうに存じます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

- 室崎委員 一つの問題、今、具体的な話は一切しません。一つの問題があったと、それを受けたと、そうすると、その日のうちに方向性を出していこうと、その努力は大変に高く私は評価します。それはそれでいいと思うんです。

ただ、今欠けているのは、そこだけではなくて、本当に改良されたのかという後からの評価の部分なんです。そのときは、こうしましょう、そうですね、そうします、それで一応話の言葉の上での解決はできるんです。さあ1カ月たったとき、どうなっているかということなんです。あるいは1カ月でも2カ月でもいいんですけども。そこまでやはり全体的な評価を受けていると思うんです。それについては、介護相談員の方にそれを全部やれというのは、これは無理なんです。そうすると、介護相談員というのは、その利用者と親しくお話をして、いろいろな問題点、その中には誤解もあるでしょうし、無理もあるでしょうし、それはいろいろなものがあると思います。それについては、またそういう説明をして、納得していただくのも仕事の一つでしょう。

ただ、そこで拾い上げた問題がどのように解決されたのかということ、きちんと後まで検証するという部分が今ないんじゃないかと思うんです。非常に希薄なんだと思うんです。それで最終的には、あの制度は何なのというような話になってしまう。これは、現場で動いている介護相談員の人にとっては大変つらいことだと思います。だから、言うならば、あなたたちの支援体制というのか、フォローというのか、バックアップというのか何か知りませんが、そここのところが大きくやはり強化する必要があるんじゃないかということで申し上げているんです。その点で、もう一度ご答弁をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

1カ月後、2カ月後どうなのかという部分でございますが、さきに出されました問題点がどのようになっているのか、そういうところにつきましては、町の立場として介護相談員と一緒に現場にお訪ねをしているわけございまして、その段階でチェックをするといいますか、どのように推移しているかというようなことについて、目配りはさせていただいたつもりでございますが、利用者それから申し出者との関係で、そこら辺のことについてきちんとお伝えをしていない部分があったのかなというふうに反省している部分もございまして。そういう点で、今後の活動の中で、目配りする私ども町の立場といたしまして、きちんとそここのところを意識的に今後追求していくような、そういう体制をつくってまいりたいなというふうに考えているところございまして、今後の介護相談員の活動を進める中で、そこら辺、私ども独自に、私どもの立場で考えまして対応させていただきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いした

いと存じます。

●室崎委員 結構です。

●委員長（音喜多委員） ほかございせんか。55ページまでいきますよ。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 5目国民年金費、6目自治振興費、7目社会福祉施設費。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目ひとり親福祉費、4目児童福祉施設費、5目児童館運営費。ございせんか。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費、2目健康づくり費。

1番。

●室崎委員 予防接種なんですけど、総体予算に比べて今回の減額費用が非常に大きいんですけれども、この間の事情を説明してください。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

予防接種につきましては、今回262万3,000円の減額補正をお願いしているところでございますが、実はインフルエンザの接種者が平成17年度事業の中で1,378人ございました。そのうち903人分につきましては、北海道の方から国保会計へこのインフルエンザ部分の費用の補助を行うというようなことが打ち出されまして、903人分をこの一般会計から国保会計に組み替えをさせていただいた。その数字が最も多いところでございまして、このような多額の移行、この部分で226万8,000円ほど移動をいたしております。そういうことで、今回大きな補正をお願いするというようなことになった次第でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 1番。

●室崎委員 わかりました。予防接種をした人が予想よりぐんと少なかったからということではないわけですね。それで、当初見込みは何人ぐらいで、それから、大体きょう現在なんていったってわからんでしょうから、ある程度の締めたところで何人ぐらいになっているのか、それをお伝えください。

それと、もう一つは、副反応というんですか、専門家に言わせると。私たちに言わせると副作用というんですが、そういうような事例は恐らくなかったと思いますけれども、それについても確認をさせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

予防接種の関係につきましては、1,400人の予算を確保させていただいておったところでございます。これにつきましては、12月20日過ぎまで受け付けをいたしまして、それぞれ希望者に接種を行うというようなことで進めさせていただきまして、その結果、1,378人の方々に対しまして接種をするというような状況になったところでございます。

なお、副反応等々の事例につきましては、今年度につきましても、私どもへの報告につきましてはございませんでした。そういうことで、無事事業を終えることができたのかなということで、ほっとしているところでございますので、ご理解をいただければと存じます。

- 室崎委員 結構です。

- 委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 進みます。

3目墓地火葬場費、4目水道費、5目病院費、6目乳幼児医療費。

2項環境政策費、1目環境対策費、2目水鳥観察館運営費、3目廃棄物対策費。

1番。

- 室崎委員 コンポスト容器というんですか、それを現在何個ぐらい給付されたのか、総体で。その普及率といいますか、それは大ざっぱでいいんですけれども、世帯に1つでしょうね、あれは。それでどのぐらいまでいっているのか。まず、それについてお聞かせください。

- 委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

平成17年度、これは見込みも含んでの数字でございますが、1,648個配付してございます。普及率ということでございますが、世帯数、私は正確な数字を手元に持ってございませんが、約4,300世帯ぐらいでしょうか、申しわけございません、大体の数字になりますけれども、大体約4割程度ということになるかと思っております。

- 委員長（音喜多委員） 1番。

- 室崎委員 わかりました。

ある程度のところまで来ると壁があって、今までのような勢いでは伸びていきませんよ。だから、その壁のところまではもう大体行ってしまったというふうに評価して

いいんじゃないかというふうに思うわけです。

それで、コンポスト容器に関しましては、さきにも議会でいろいろな話が出ています。その一つが、ただでという言い方はおかしいんですけども、町民にすれば負担なしでお願いすると、ちゃんと給付してもらえるとということで、その趣旨をちゃんとわかって使っている方がほとんどなんですけれども、中にはどうもちゃんと使用されていなかったり、あるいは使い方にも難があるというような事例もまま見られるようです。それで、そんな率からいって何割にもなるような、そんなことはないんですけども、そういう例もなきにしもあらずであると。それで、この利用状況の調査ということをきちんと行ったらいいんじゃないかという提言が議会でありました。もう1年以上になるでしょうね。これについてどのような調査が行われ、そして、うまくないところにはどのような指導が行われているのか、これについて説明してください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） コンポストの配付につきましては、衛生協会という団体が配付してございますのはご存じのとおりでございます。衛生協会の中の議論の中でも、この部分については相当数の配付が行き渡っているはずなので、現状どの程度の使われ方をしているかということ調査しなければならないという状況で、議論はされてきておりました。担当する部局は私のところの環境政策課になりますが、そういった状況の中で必要性は感じておりましたが、現状としては、まだそこまでの調査に至っていないということでございます。

●委員長（音喜多委員） 1番。

●室崎委員 また同じ話ですか。これ議会でやりますと言っているんですよ。それから、今、衛生協会というのを何か表に出してきているけれども、事務局はあなたたちでしょう。それで担当者として、議会でそれ必要なんでやりますと言っているんですよ。いや、必要性は感じているけれども、まだそこまで行っていないなんていうような種類の話で、お茶を濁すような問題じゃありませんよ。議会できちんとした答弁が出ているんじゃないですか。いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） ちょっと確認のために時間を貸してください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後4時52分休憩

午後4時56分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

議会答弁で調査するという答弁があっかというご質問でございますが、2年前の平成16年3月にそのような答弁がされたということを確認いたしました。それで、私は先ほど調査をしていないというお話を申し上げましたが、申しわけございません。実は、一部調査をしてございます。市街地以外の山間部などの一部でございまして、その部分について調査をしてございます。91世帯を対象にしてございまして、そのうち使用しているという答えをいただいたのは39世帯でございました。ですから約4割強の世帯が利用しているということでございました。これは山間部でございまして、比較的敷地も余裕のある、利用しやすい世帯ではございますが、そういう状況でございました。

今後におきましては、市街地の部分について、私のところ、環境政策課が担当でございますので、調査を行いたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 1番。

●室崎委員 何割使っているかというようなことを調査するという話ではなかったんですよ。使い方なんです。きちんとした利用がされているのかどうかということの調査をきちんと行くと。そして、もちろんうまくない使い方があれば、指導しなければならないわけです。啓発もしなければならないんです。そのための基礎調査ですよ。今言っているのは、廃棄物、一般廃棄物の収集体制が変わって、周辺部分については中心部と同じような収集体制が組めないから、そのかわりにコンポスト容器は全戸配布をして、生ごみについては自家処理をしてもらうということが行われたはずですよ。それに関する調査じゃないんですか。

この質問、利用状況をきちんと調べて指導すべきであるということに対する調査だったんですか。今のを聞いていると、どうも心もとないんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

確かにご質問者がおっしゃられるように、郡部地域は週1回の収集だということがございまして、そういった中でどのようなごみの処理されているかという調査の中で、こういった生ごみの処理をどのようにしているかということの中で出てきた調査の一環ではございます。その中で、コンポストの利用状況がどのようにあるかということを確認したということでございます。

●委員長（音喜多委員） 1番。

●室崎委員 おぼれる者はわらをもつかむと言うけれども、全く違うものでも飛びついただけじゃないですか。この問題に対するための調査ではないでしょう、それは。そして、それからどういう利用状況がわかるんですか。3割強、4割の利用がありますというだけの話でしょう。それも、1,600個というような莫大な量のコンポストが給付されている中で、91世帯について使っていますかと聞いただけの話でしょう。今回のこの利用状況調査というものを行いましたという内容ではないでしょう。話をそらさないでください。

それで、結局議会で話になっても、それに伴う行動がないということです。随所に出てきます、こういう話が。その点はどう考えるんですか。

それで、このコンポストの、特に敷地の狭いところでは使いづらいというような問題もあるようです。それから、使い方によってというふうに言う方もいるんですが、におい、それから害虫、害虫という言葉もおかしいですが、ハエだとかそういうものですよ。その発生が見える。それから、満杯になりますと、一遍、いわばバケツを逆さまにして、上にふたをつけたようになものですから、それをすぽんと抜いて、そして非常に嫌気性の発酵していますから、嫌なにおいがしますよね。それを穴を掘って埋めるというようなのがおっくうだ、こういう声も確かにあるんです。でも、それ以上に、もう生ごみをどんどんと土に返す効力があって、いいもんだねという声も片方にはあります。だから、そのうまくない方を強く感じる人がちゃんと使っていないのかどうか、それはわかりませんが、やっぱりどうも空のまま、地上にぽんと置いてあるというようなのがあったり、それから、いや、そんな使い方をしたら問題なんだねというような例はあるようです。これをきちんと状況把握しなかったら、このコンポスト容器をどんどん普及させましょうということになりませんか。そういう点で、この事業をどのように進めるかという姿勢が問われているんですよ。いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 郡部地域の調査の中身でございますが、私はご答弁申し上げてございましたが、単なる使っている、使っていないという以外に、これは個別に聞き取りしておりますので、どういう状況で使っていないのか、それから使っている状況の中で、どのように使われているのかということも聞き取ってございます。その中には、質問者が言われましたように、虫などが発生するなど面倒だというご意見。それから、酪農地帯は牛のふん尿などを利用されている、処理されている、堆肥化する施設もございます。そういった中に自分の家から出る生ごみを入れて、一緒に処理している。それから、犬や猫を飼っているので、そういった動物のえさとして利用しているなどなど、そういう状況の中で、コンポストが使われていないということもわかってございます。

また、使っている方で、虫が発生するのにどういうふうに対応しているかということも聞き取ってございまして、発酵促進剤だとかハッカなどを利用すると、虫がわからないということも確認できたということで、ある程度の傾向は押さえることができました。こういったこともわかってございますので、この調査結果に基づきまして、もう少し使

われていない世帯に対する利用の方法などの周知も含まして、あとは市街地につきましては、どのような状況で使われているのか、使われていないのかということも把握した中で、今後その利用の促進に努めてまいりたいと考えますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

- 室崎委員 非常に何か心もとないんです。一体、コンポストを今設置している家庭は何戸あるんですか。その中の何戸ですか。しかも、それは無差別抽出じゃなくて、地域が限定されているわけでしょう。そこでもってたまたまほかの調査と一緒にあったけれども、そういう状況がとれただけのことでしょう。それをもって、状況がわかりましたというような話になりますか。この問題に対して、どれだけ真摯に取り組んできたかということを知っているんです。だめだ、そんな答弁では。きちんと答えてください。

そして、そういう今までやったことの評価というものをきちんとしていなければ、これからの政策ができないでしょう。これからもまた50戸や90戸のちょこちょことした調査でもって、状況がわかりましたということでお茶濁すんですか。そうはならないでしょう。今これだけ普及してきて、壁にぶつかっているだけに、新たな展開が必要じゃないですか。そういうための基礎調査として、こういうものが非常に大事だろうということで、議会でも議論になっているんです。それから既に2年もたっているでしょう。そして、今聞いたら、初めてこんな話が出てくる。しかも、今の答弁の中から出てこない話がある。うまくない使い方をしているところには、個別にこういう指導をしましたという話も出てきていない。アンケート調査の一環であったに過ぎないでしょう、それは。だから、余りそういうことに固執しないで、これだけはやったんですというのはわかっていますから、だけれども、やっていない方がはるかに大きいわけですから、そのところをどう進めるかという話をしてもらわなかったら、そうでなくても、ふだんから大きい声を出したことがない私が大声出してしゃべらなければならない。このエネルギーがむだになるんです。その点で、きちんとした答弁をしてください。

それから、もう一点、市街地では、このコンポスト容器だけではやっぱり賄い切れない要素があるんです。それは一番極端な場合には、アパート住まいだとか、集合住宅に暮らしている方なんです、庭を持っていないわけです。そういうところでもできるような、いろいろなものが今随分と進んできています。ひところは、電気を入れて、ただ乾燥させて量を減らすというようなたぐいのものが多かったんですが、これは一部の専門家から指摘はされているんですが、電気を使うとエネルギー換算でいうと、かえって逆効果だというような話もあるんですね。ところが今は、いろいろな電気を使わなくてもできるようないいものが随分と出てきているようです。それらを含めて、コンポスト容器ももちろんこれからもどんどん進めていただきたいんです。あれは本当にいいですから、要するにぼんと置けばいいわけですから、極端な言い方をすると。もちろん何センチか穴を掘って埋め込まなければなりませんけれども。あとはもう勝手にやってくれるわけですから、エネルギー効率からいうと最高なんです。だけれども、それをもうちょつと……

(「委員長、議事進行」の声あり)

- 室崎委員 何だよ、うるせえな。どうすんの、受けるの。受けるなら、おれやめるよ。
- 委員長（音喜多委員） 3番さん、どういうこと。議事進行。
- 南谷委員 簡略にお願いしたいな。
- 室崎委員 簡略にやっていますよ。
- 南谷委員 はい。
- 室崎委員 余計なこと言わんでくれ。  
いいですか。
- 委員長（音喜多委員） はい。
- 室崎委員 何か合いの手が入ったので、やりづらいんだけどね。そういうコンポスト容器にかわる普及をさせるためにやっていくものも出てきています。そういうものも十分調査して、どの程度使えるものかどうかという評価をしなければならないでしょうけれども、それをちゃんとやっていただきたいんです。そして、少なくとも生ごみに関しては、自分のところで処理できるという体制をもっともっと進めてほしいんです。いかがでしょうか。
- 委員長（音喜多委員） 助役。
- 助役（大沼助役） まず、平成16年3月にご質問をいただいて、調査をするということでご答弁をさせていただきながら、わずか全体の配付している数の5%程度の調査しかできていないと、対応が大変不十分であるということに対しまして、まずおわびを申し上げたいと存じます。  
生ごみをできるだけ少なくするという対応、対策で、このコンポストの普及というものを進めてきたわけでありまして、今、ご質問者ご指摘のとおり、市街地でしかも借家等にお住まいの方等々に対しましては、お配りしたコンポストで対応できるかというような問題もございますし、それから、既に配付しているコンポストにつきましても、冬場の対応、これをきちんとケアをしないと、コンポストの役目がなさないというようなお話も一部伺っております。再度、対応の不十分さはおわびを申し上げたいと思っておりますけれども、この対応、対策につきましても、ひとつ家庭のごみを減らすということのみならず、今、焼却処理場の延命策等々も考えていかなければならないという、大事な大変重要な課題であるというふうに認識しておりますので、さらにきちんとした対応を



とっていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●室崎委員 いいです。

(「議事進行」の声あり)

●委員長(音喜多委員) この目でございませんか。

(なし)

●委員長(音喜多委員) なければ、きょう、この目を終わらせてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

●委員長(音喜多委員) それでは、本日はこの程度にとどめて、あすに延会したいと思ひます。

午後5時11分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年3月13日

平成17年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長